

長野市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

(令和4年度～令和8年度)

一部改正 令和5年2月28日

制 定 令和4年1月31日

長野市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

本市の農地は、千曲川と犀川沿岸に位置する肥沃な標高300mほどの平坦地から冷涼な標高1,000m級の山間地にかけて展開し、盆地特有の寒暖差や周辺の中山間地域を含む標高差といった地域特性を活かした多品目の農産物が生産されている。

しかしながら、中山間地域や果樹を中心とした地域の他、平坦地でも新たな遊休農地の発生が懸念されていることから、農地利用の将来像を描く人・農地プランの地域の話し合い等により、遊休農地の発生防止と担い手への農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。また、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足解消のため、新規参入の促進に努めるものとする。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、新たな指針を以下のとおり定める。

この指針は、長野市農業振興条例第10条に基づき市長が定める「農業及び農村の振興に関する計画（第二期長野市農業振興アクションプラン）」の計画期間(令和4年度～令和8年度の5年間)に合わせて令和8年度を目標年度とし、計画の中間年である3年目に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとす。

第2 具体的な目標と推進方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

遊休農地の解消目標は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積と利用状況調査（農地法第30条第1項の規定による農地の利用の状況についての調査をいう。以下同じ。）により把握した遊休農地*（同法第32条第1項第1号にいう農地）の合計面積として、解消目標とする遊休農地面積を、遊休農地*に低利用農地（同第2号にいう農地）を加えた面積として定める。

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現状(見込み) (令和4年3月)	8,127ha	188ha	2.31%
3年後の目標 (令和7年3月)	7,947ha	173ha	2.18%
目 標 (令和9年3月)	7,827ha	163ha	2.08%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○ 農業委員及び推進委員は地区調査会で、利用状況調査と利用意向調査（農地法第32条第1項の規定による利用の意向についての調査をいう。以下同じ。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）及び「農地法の運用について」の制定について」等の一部改正について（令和3年6月14日付け3経営第822号・3農振第712号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適時実施する。

- 利用状況調査は、市農業委員会が独自で委嘱している農地流動化協力員の協力を得て実施する。
- 利用意向調査は、担当地区の農業委員及び推進委員が協力して聞き取りを原則として行う。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農業者の意向を踏まえた農地中間管理機構に対する手続きを行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、B分類（利用価値がない農地）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 中山間地域における推進

中山間地域では、市農業政策課等と連携し、地域の特性にあった作物の生産拡大を図るとともに、生産性向上のための小規模基盤整備等により遊休農地の再生を進める。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

担い手への農地利用集積目標は、管内の農地面積を、耕地及び作付面積統計における耕地面積として、農地利用集積面積を、農地の利用権設定面積（農地台帳への登録面積）として定める。

	管内の農地面積 (A)	農地利用集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状(見込み) (令和4年3月)	7,955ha	792.7ha	9.96%
3年後の目標 (令和7年3月)	7,790ha	912.7ha	11.72%
目 標 (令和9年3月)	7,680ha	992.7ha	12.93%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の達成に向けた話し合い活動等への取組みについて

「人・農地プラン」の達成に向けて、市長部局や地域の各種関係団体等と連携協力しながら、地域内の農地の出し手情報の取得や地域の農業者等との話し合いの場に参加し、実質化された人・農地プランの運用・見直しに積極的に関与

する。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は市、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、実質化された「人・農地プラン」の運用・見直しに関与し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定等について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手へ農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

また、中山間地域等の農地の区画・形状が悪く、受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化、法人化、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確知することができない農地については、農業経営基盤強化促進法等の相続未登記農地の利用促進制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 農家相談会の開催

地区調査会毎に農家相談会を開催し、収集した農地の情報を認定農業者や新規就農者へ提供して農地の流動化に努める。又、農家相談会は記録を残し、毎月の地区調査会では情報を委員が共有し、さらに活動の参考とする。

⑥ 1・1・1運動の推進

農業委員及び推進委員が、1人1年1事例以上のマッチングを行う1・1・1運動を更に強化して、2事例以上の達成を目指す。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

新規参入の促進目標は、新規参入者を、農地の権利移動を伴う新規参入の経営体数（個人・法人）として定める。

	新規参入者（個人・法人） （新規参入者取得面積） ※ 1
現状(見込み) (令和4年3月)	40 経営体 (12.00ha)
3年後の目標 (令和7年3月)	120 経営体 (36.00ha)
目 標 (令和9年3月)	200 経営体 (※ 2) (60.00ha)

※ 1 上段記入の経営体の農地面積の合計面積

※ 2 新規参入経営体数は、単年度新規参入経営体の目標年度までの累計値

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び新規参入者を把握すると共に必要なサポートを行う。また、市農業研修センター受講生が新規参入意向がある場合は積極的に支援する。

② 新規就農の促進に関する情報収集について

新規就農の促進に関するイベント等の情報収集に努め、新規就農に繋げる。

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構や市農業公社を活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、地域の新規参入あるいは参入して数年の農業者や法人から農地に関する要望等の情報収集を行い、その情報に基づいたきめ細かなサポートを行う。

⑤ 地域おこし協力隊員の就農支援

市内に就農を希望する地域おこし協力隊員を支援し、就農及び定住につなげる。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。